

水田・畑作経営所得安定対策の加入者の皆さまに対し、対策の手続きや皆さまの経営発展に役立つ情報などを、タイムリーに分かりやすくお知らせします。

4月から水田・畑作経営所得安定対策の22年産の加入申請などの受付が始まります。申請のスケジュールと、麦・大豆から米粉用米・飼料用米等に転換される方の注意点についてお知らせします。

## 4月1日から申請受付が始まります

4月1日から水田・畑作経営所得安定対策の4つの申請手続きの受付がスタートします。お近くの受付窓口で、お早めに手続きをしてください。



### 4月1日からの申請手続きと受付期間

- ① 21年産 収入減少影響緩和交付金の交付申請 (4月1日～4月30日)
- ② 22年産 水田・畑作経営所得安定対策の加入申請 (4月1日～6月30日)
- ③ 22年産 収入減少影響緩和交付金の積立金の積立申出 (4月1日～6月30日)
- ④ 22年度 過去の生産実績に基づく交付金の交付申請 (4月1日～6月30日※)

※ 22年度の期間平均生産面積を移動する方で、6月30日までに手続きができない方は、9月30日まで交付申請をすることができます。

	加入申請・要件確認	過去の生産実績に基づく交付金(固定払)	収入減少影響緩和交付金(収入減少補てん)		
			21年産	22年産	
平成22年	4	22年産加入申請・要件確認の書類提出 4/1～6/30	22年度交付申請 4/1～6/30 ※	交付申請(生産実績数量の報告) 4/1～4/30	積立申出書の提出 4/1～6/30
	5				
	6	交付金交付	交付金交付	積立金の額の通知	
	7				
	8				積立金の納付 8/2まで

## 麦・大豆から米粉用米・飼料用米等<sup>(※)</sup>に転換される方の固定払の申請について

- 戸別所得補償モデル対策の水田利活用自給力向上事業では、米粉用米・飼料用米等を作付した方に対し、生産コストと販売収入の差額の補てんとして、8万円/10aを助成することとしています。
- 一方、固定払も麦・大豆の生産コストと販売収入の差額の一部を補てんするものです。
- **麦・大豆から米粉用米・飼料用米等へ作付転換し、8万円/10aの助成を受ける場合には、二重の補てんとならないよう、作付転換分の固定払を辞退することが必要です。**

なお、不作付を解消して米粉用米・飼料用米等を作付けるなど、麦・大豆の作付面積が減らない場合は辞退の必要はありません。

※ 水田利活用自給力向上事業の戦略作物のうち米粉用米・飼料用米・バイオ燃料用米、WCS用稲をいいます。

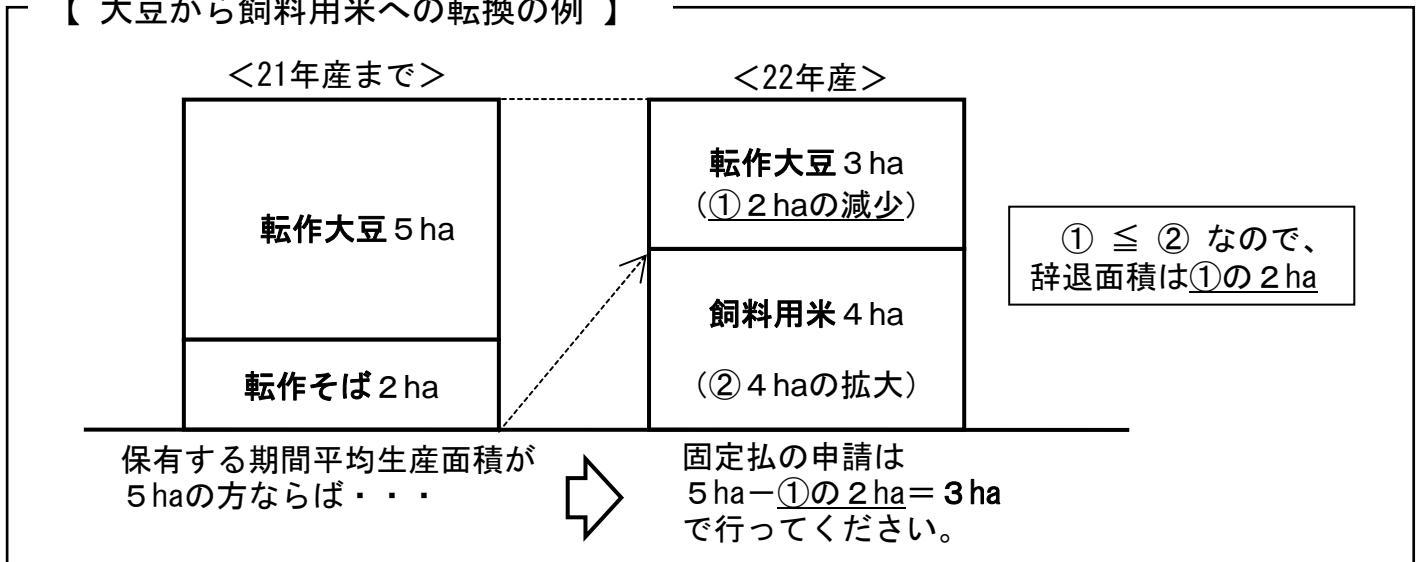
麦・大豆から米粉用米・飼料用米等に作付転換し、水田利活用自給力向上事業の助成（8万円/10a）を受ける方は、同事業の助成に当たって「経営所得安定対策固定払交付辞退申告書」の提出が必要となっておりますので、固定払の交付申請に併せて提出してください。

- 上記に該当する方が固定払を辞退していただく面積は、
  - ① 21年産から22年産にかけての麦・大豆の作付の減少面積
  - ② 21年産から22年産にかけての米粉用米・飼料用米等の作付拡大面積
 のいずれか小さい方の面積が基本となります。



- この場合、固定払の交付申請を行う際には、申請書（様式第4号「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書）の期間平均生産面積の欄に、ご自分の保有する期間平均生産面積から、上記の面積を差し引いた面積を記載して提出することになります。その際には、水田利活用自給力向上事業の助成に当たって必要となる「経営所得安定対策固定払交付辞退申告書」を提出してください。

【大豆から飼料用米への転換の例】



※ 過去の生産実績がない場合の支援策を受けている方、既に米粉用米・飼料用米等の生産に取り組んでいる方などは、計算方法が異なる場合もありますので、お近くの農政事務所、地域水田協議会にご確認ください。



**ご注意ください**

- 複数品目の期間平均生産面積を保有している場合、どの品目の期間平均生産面積を辞退するかは、申請者の任意です。
- 辞退を申出た後、米粉用米・飼料用米等への転換面積が変わっても、原則として固定払の追加交付・返納手続きは行いません。
- 固定払の面積を辞退しても保有する期間平均生産面積は減少しません。

問い合わせ先：北海道農政事務所農政推進課 TEL 011-642-5462（農政安心ダイヤル） FAX 011-642-5509  
 北海道農政事務所ホームページ：<http://www.maff.go.jp/hokkaido/>

このお知らせは、水田・畑作経営所得安定対策に加入されている方へ、個人で申請されている方には農政事務所から直接、JA、集荷業者等と申請事務の委託契約を結んでいる方にはJA、集荷業者等のご協力をいただいで配布しております。